

大和郡山市保育実施選考基準

内容	項目	細目	適用	点数	
就労	外勤	正職	月160時間以上の勤務	10	
			月140時間以上の勤務	9	
			月120時間以上の勤務	8	
			月100時間以上の勤務	7	
			月80時間以上の勤務	6	
		月48時間以上の勤務	4		
		派遣・パート	月160時間以上の勤務	9	
			月140時間以上の勤務	8	
			月120時間以上の勤務	7	
			月100時間以上の勤務	6	
	月80時間以上の勤務		5		
	中心者	月48時間以上の勤務	4		
		中心者	外勤に準ずる	---	
			協力者	月160時間以上の勤務	7
				月140時間以上の勤務	6
月120時間以上の勤務				5	
月100時間以上の勤務	4				
月80時間以上の勤務	3				
内職	中心者	月48時間以上の勤務	2		
		月48時間以上の勤務	2		
妊娠・出産	妊娠・出産	出産月とその前後2ヶ月	7		
疾病・負傷・障害	疾病・負傷	入院	1ヶ月以上	10	
			常時病臥・精神疾患・感染症疾患	9	
		居宅内	週1日以上以上の通院の常態化	7	
			上記以外の疾病等により明らかに保育が必要な場合	6	
	障害	身体	身体障害者手帳1・2級	9	
			身体障害者手帳3・4級	6	
			上記以外の身体障害者手帳	4	
		療育	療育手帳A1・A2	9	
			療育手帳B1・B2	6	
		精神	精神障害者保健福祉手帳1級	9	
精神障害者保健福祉手帳2級・3級	6				
看護・介護	看護	保護者の3親等内親族の1ヶ月以上の入院付添	7		
		居宅内で家族の看護等に当たっている場合	6		
介護	保護者の3親等内親族の介護等に当たっている場合	7			
災害復旧	災害復旧	火災・風水害等で家屋の復旧に当たっている場合	10		
求職	求職	求職中の場合	1		
就学	就学	週3日以上、就学している場合	5		
虐待・DV	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	10		

調整基準	加算	減算	点数	
	加算	生活保護家庭	生活保護受給世帯で、保育の実施が自立助長に貢献すると認められる場合	4
		ひとり親家庭	ひとり親家庭等(離婚調停中を含む)	12
		家庭支援	家庭状況により特別な支援が必要と認められる場合	5
		兄弟支援	既に兄弟姉妹が同一保育園に入所している場合	3
		多子支援	3人以上の児童がいる場合	3
	減算	保育料の滞納	児童の世帯で、正当な理由無く保育料の滞納がある場合	-10
		内定辞退	同一年度内に内定を辞退したことがある場合	-2
		入所中	申込児童が市内認可保育園へ入所中の場合	-4

- * 児童の父、母それぞれで指数を適用する。
- * 選考会開催月の初日現在で未転入者及び転入予定がない場合は、調整基準のうち保育料の滞納、内定辞退、入所中の項目を減算し、保育料に滞納がある場合は、保育料の滞納の項目を追加で減算するものとする。
- * 合計指数が同順位の場合、入所希望月順、保育必要量の大きさ、第5希望の有、税額合計(昇順)で入所者を選考する。
- * 4月の新規入所において、申込期限を過ぎての申請は2次募集扱とし、5点を減算する。
- * 児童の父、母に求職者が含まれる場合は、定員を超えて、保育園及び認定こども園への入園は認めない。
- * 内容項目が重複して該当する場合は、最も点数の高い内容で点数化するものとする。
- * 市内認可保育園・こども園に復職・就職をする保育士については、保育士支援として10点を加算し、常勤保育士については、保育士支援とは別に常勤支援としてさらに5点を加算するものとする。(市外在住の保育士については、調整基準のうち保育料の滞納のみを減算するものとする。)